■ 静岡市立地適正化計画改定(案) (1/2)

1. 立地適正化計画の制度概要

○ 立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、「コンパクト+ネットワーク」の考えのもと都市機能や居住を誘導することにより、人口減少・少子高齢化時代においても持続可能な都市経営を推進するためのまちづくりの指針として策定する計画です。

立地適正化計画の制度解説

本計画は、都市再生特別措置法第81条に規定された「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として定めるものです。

今後の人口減少・少子高齢化のなか、住宅や医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能がまとまって立地し、高齢者をはじめ住民が徒歩や公共交通により、これらの生活利便施設にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクト+ネットワーク」のまちづくりを目指すための計画です。

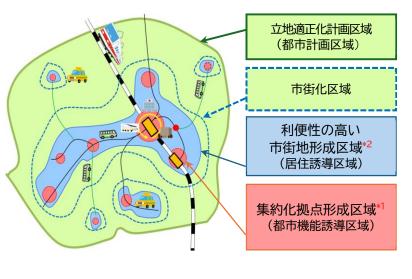
静岡市の計画策定状況

2019 年 立地適正化計画の当初計画を策定 (2017年 集約化拠点形成区域*1を設定)

(2019年 利便性の高い市街地形成区域*2を設定)

2024 年 立地適正化計画の第1回見直し (防災指針を策定)

■ 立地適正化計画の区域のイメージ



*1,2 本市においては、都市再生特別措置法に定義された「都市機能誘導区域」、 「居住誘導区域」について、独自の名称を用いています。

2. 立地適正化計画の改定内容

(1) まちづくりの動向に併せた**「集約化拠点形成区域」**(都市機能誘導区域)及び**「利便性の高い市街地形成区** 域」(居住誘導区域)の見直し

- ·① 「宮川・水上地区」を新たに集約化拠点形成区域(都市機能誘導区域)・利便性の高い市街地形成区域(居住 誘導区域)に指定
- ② 「東静岡駅周辺地区」の集約化拠点形成区域(都市機能誘導区域)を拡大

(2) 集約化拠点形成区域(都市機能誘導区域)に位置付けた**「宮川・水上地区」**のまちづくりに伴い、「誘導施設」等を 新たに位置づけ

【誘導施設】子育て支援施設等、博物館相当施設等

【立地想定施設】 飲食・物産店(集客、交流をターゲットにしたもの)、飲食・物販(地域資源を活用したもの)、 買回品専門店、量販店、スポーツ交流施設

便利

- □ 静岡市における立地適正化計画に位置付ける区域や施設の考え方
- 集約化拠点形成区域 (都市機能誘導区域)

する区域

様々なサービスを充実させ、 多くの人が利用しやすい場所 となるよう、医療・福祉・子育 て・商業等の都市機能を誘導

街なかのお店が

○ 誘導施設

イベントがあって まちが賑やか!

市民の生活の豊かさや利便性 の向上、まちのにぎわいを生み 出す観点から、**集約化拠点形成**

区域に立地を誘導する施設

○ 立地想定施設

集約化拠点形成区域において、 誘導施設と連携して、集約化拠 点の形成に寄与する施設 ※市独自の位置づけ

D \$ 18

色々な施設を

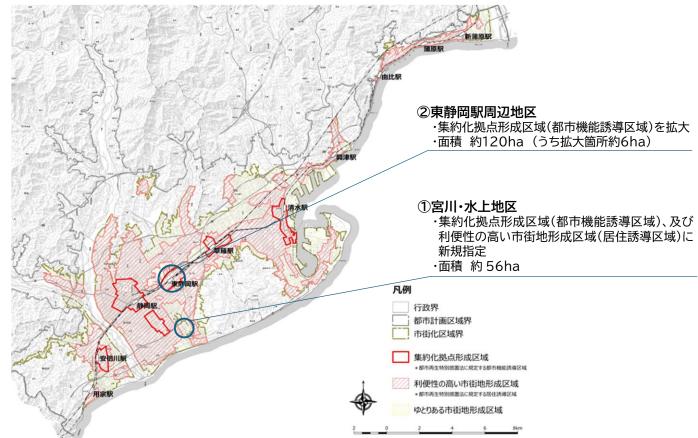
利用できる

利便性の高い市街地形成区域 (居住誘導区域)

定住人口を確保し、住む人が便利 に暮らせるよう、生活に必要なサ ービスの維持を図る区域



□ 集約化拠点形成区域(都市機能誘導区域)・利便性の高い市街地形成区域 (居住誘導区域) *詳細は裏面へ



□ 誘導施設 (集約化拠点形成区域(都市機能誘導区域)に立地を誘導する施設)

誘導施設		集約化拠点形成区域(都市機能誘導区域)における誘導施設の設定						
施設区分	定義	静岡駅 周辺	清水駅 周辺	東静岡駅周辺	草薙駅 周辺	駿河区役所 周辺	安倍川 駅周辺	宮川· 水上
市役所	静岡市の庁舎	0	0					
区役所	地方自治法 252 条の 20 に規定される事務所	0	0			0		
支所	地方自治法 252 条の 20 に規定される出張所						0	
総合病院	病院のうち、病床数が 100 以上で、内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科 を含む施設	0	0					
子育て支援施設等	児童福祉法 21 条の 9 に規定する事業を行う施設のほか、類似する事業を 行う施設	0	0	0	0	0	0	0
中央福祉センター	静岡市中央福祉センター条例 1 条に規定する施設	0						
地域福祉推進 センター	静岡市社会福祉協議会が地域福祉の推進に必要な事業を展開する拠点施設	0	0			0		
大学	学校教育法1条に規定する大学(大学院、短期大学、専門職学校等を含む)	0	0	0	0			
専修学校	学校教育法 124 条に規定する専修学校	0	0	0	0			
博物館	博物館法2条1項に規定する博物館	0	0			0		
博物館相当施設等	博物館法 31 条に規定する博物館に相当する施設のほか、類似する展示施設	0	0			0		0
大規模ホール	客席数 1,000 席以上の多目的ホール	0	0	0				
図書館	図書館法2条 1 項に規定する図書館	0	0	0	0	0	0	
男女共同参画施設	静岡市女性会館条例 1 条に規定する施設	0						

■ 静岡市立地適正化計画改定(案) (2/2)

① 宮川・水上地区 <新規>



《まちづくりの動向》

(背景)

- 宮川・水上地区は、東名高速道路日本平久能山スマート IC が新設され、広域交通利便性が大きく向上するとともに、組合施行による区画整理が進められています。
- 一連の新たなまちづくりの機会を活かし、計画的に土地利用を進めることが求められています。

(地区の将来像)

○ 広域交通利便性を活かし、「食と農」、「健康・スポーツ」を主なテーマとして、市内外からの来訪者と地域 住民が交流できる拠点の形成を目指します。

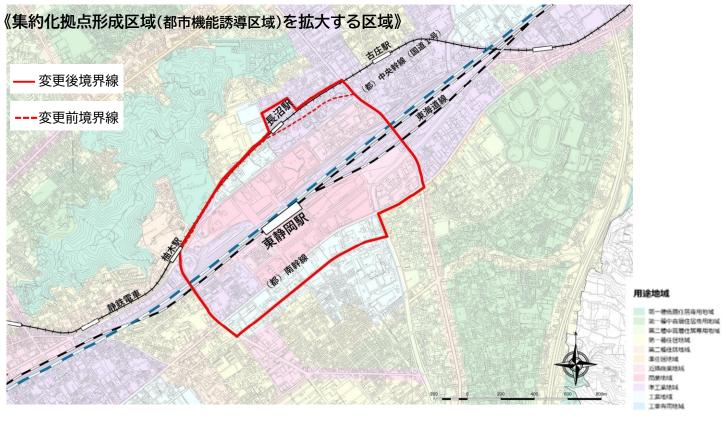
(土地利用)

- ○本地区は、広域から人を呼び込むことができるような施設誘致を目指した「交流機能エリア」として位置付けられ、集客機能を備えた施設とともに、教育・医療施設等の立地を図ります。
- ⇒ 地区の将来像や土地利用の考え方を実現するため、宮川・水上地区を、新たに集約化拠点形成区域(都市機能誘導区域)、利便性の高い市街地形成区域(居住誘導区域)に指定します。

集約化拠点形成区域(都市機能誘導区域)・ 利便性の高い市街地形成区域(居住誘導区域) 新規指定区域



② 東静岡駅周辺地区<拡大>



《まちづくりの動向》

(背景)

- 東静岡駅周辺地区はJR東静岡駅と静岡鉄道長沼駅が近接する場所であり、本市の南北・東西、葵・駿河・ 清水の3区の連携という点でも地理的に重要な位置にあります。
- さらに、東静岡駅周辺では、既存施設のグランシップに加え、静岡市アリーナや新県立中央図書館の整備が予定されるなど、核となる施設が集まる地区となるため、まちづくりの絶好の機会を迎えています。

(地区の将来像)

○ 東静岡地区のまちづくりでは、静岡市に「新たな価値」を生み出すことを目指して、「文化・スポーツによる感動体験」(非日常)と「快適で安心できる暮らし」(日常)の2つの強みをもった都市拠点の形成をめざしている。

(土地利用)

○ 東静岡駅の直近では、スポーツ・音楽・文化・教育等の新たな交流・滞在機能の集積を、また、その周辺の地域は、商業施設等の立地を図る。

《現状の区域における課題》

- ペデストリアンデッキの接続先である静岡鉄道 長沼駅が現状の集約化拠点形成区域(都市機能誘 導区域)に含まれていない。
- ⇒ 地区の将来像や土地利用の考え方の実現及 び課題の解決のため、東静岡駅周辺の集約化拠 点形成区域(都市機能誘導区域)を拡大します。

□ 地区の将来像イメージ

